新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**市報に掲載されている情報などについて、変更している可能性があります。**事前にお問い合わせいただくようお願いします。

市からの連絡帳

届け出・税

土曜日窓口の開設およびシステムメンテナンスに伴う戸籍関係業務の休止

次の日程で各申請・手続の土曜日窓口を開設します。ただし、システムのメンテナンスに伴い、一部業務はお取り扱いできません。ご理解とご協力をお願いします。

❖土曜日窓口開設

時／場 11月13日(土)午前9時～午後0時30分／田無庁舎2階

□**休止する業務**

●戸籍全部(個人)事項証明書の交付
●除籍・改正原戸籍の謄抄本の交付
●戸籍の附票の写しの交付 ●不在籍証明書の交付 ●身分証明書の交付
●受理証明書の交付 ●そのほか戸籍システムから発行する証明書の交付
●一部住所異動の手続

※詳細は市HPをご覧いただくか、市民課へお問い合わせください。

❖マイナンバーカード土曜日窓口開設

時 11月13日(土)午後2時～5時
場 田無庁舎2階

市の戸籍システムの確認が必要となる場合、マイナンバーカードの交付ができないことがあります。詳細は市HPをご覧いただくか、市民課へお問い合わせください。

❖コンビニ交付サービスの停止

時 ●11月12日(金)午後5時～14日(日)・23日(祝)の終日
対 市内外の全店舗

□**停止する証明書**

●戸籍全部(個人)事項証明書
●戸籍の附票の写し

※住民票の写し、印鑑登録証明書、市・都民税課税(非課税)証明書は発行可
※停止日時は変更となる場合があります。最新情報は市HPをご確認ください。

▶市民課田☎042－460－9820
保☎042－438－4020

市税の休日納付相談窓口

時／場 11月6日(土)・7日(日)午前9時～午後4時／納税課(田無庁舎4階)
内 市税の納付・相談、納付書の再発行など

▶納税課田☎042－460－9832

年金

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付

1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下「控除証明書」という)が11月上旬に日本年金機構から送付されます。確定申告や年末調整の手続には、この控除証明書(または領収証書)の添付が必要となりますので大切に保管してください。

※家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除を受けられます。
※10月～12月に今年初めて納付をした場合は、翌年2月上旬に送付されます。

問 ①ねんきん加入者ダイヤル
☎0570－003－004(ナビダイヤル)
※050から始まる電話からは
☎03－6630－2525
●平日：午前8時30分～午後7時
●第2(土)：午前9時30分～午後4時
※祝日(第2(土)を除く)・12月29日～1月3日を除く
②武蔵野年金事務所
☎0422－56－1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課田☎042－460－9825

福祉

介護給付費通知を10月下旬に発送

介護保険制度への理解を深めていただくことおよび事業の健全な運営のため、介護サービスの利用者に介護給付費通知としてサービスの利用実績をお知らせします。

対 7・8月に介護(予防)サービスを利用した方

▶高齢者支援課田☎042－420－2813

家族介護慰労金を支給

在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上のために、家族介護慰労金を支給します。

対 下表の要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を1年間以上介護し、過去1年間以上市民税非課税世帯に属する方

※申請日の属する月の前月末日を基準とします。
※前年度支給を受けている方は、申請から1年以上経過していなければ申請できません。

過去1年間以上	要介護4または5と認定されている
	市民税非課税世帯に属する
	介護保険サービスを利用していない(通算7日間までの短期入所生活介護(ショートステイ)または短期入所療養介護(医療型ショートステイ)利用を除く)
過去1年間	介護保険施設以外の病院などに、延べ90日以上の長期入院をしていない

□**慰労金支給額 年額10万円**

申 12月28日(火)までに、介護保険被保険者証・金融機関口座の分かるもの(郵便局(ゆうちょ銀行)を除く)を高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ持参

▶高齢者支援課田☎042－420－2810

入院期間中の紙おむつ代の助成申請

紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者の方などに助成を行います。

□**対象期間**

7月1日～10月31日入院分

□**助成金額** 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)

□**対象者** 次の全てに該当する方

●入院期間(上記対象期間)中に西東京市に住民登録をしている
●40歳以上で入院時に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている
●紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている
●入院期間中に生活保護を受給していない

申 11月10日(水)～30日(火)(必着)に、〒188－8666市役所高齢者支援課へ郵送または持参(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)

□**必要なもの**

●紙おむつ助成金交付申請書
●紙おむつ助成金振込口座依頼書
●介護保険被保険者証の写し
●振込先の口座が分かるもの(通帳の写しなど)
●認め印(来庁時のみ)
●病院が発行した領収書の写し

※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつの金額の記載が必要です。紙おむつ代の記載がないものは申請できません。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要になります。
※申請書などは市HPで配布
※次回(11月～令和4年2月入院分)は令和4年3月に予定

▶高齢者支援課田☎042－420－2810

くらし

耐震フェア

市民の生命と財産を保護し、災害に強いまちづくりを推進します。

□**相談会**

①・②木造住宅耐震相談会
③分譲マンション耐震化相談会

時 ①11月10日(水)午後2時～5時
※1人35分程度
②11月20日(土)午前9時～正午
※1人35分程度
③11月20日(土)午後1時～5時
※1人45分程度
場 ①保谷東分庁舎
②・③田無庁舎地下1階
対 ①・②市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している方
※原則、昭和56年5月31日以前の建築
③分譲マンションの管理組合など
定 各8人(申込順)
申 ①11月5日(金) ②・③11月17日(水)までに電話で下記へ

▶住宅課保☎042－438－4052

旧保谷庁舎の解体工事のため仮囲いを行います

11月初旬から旧保谷庁舎の周りに仮囲いを行います。

そのことに伴い、保谷庁舎敷地内の歩行などの動線が変わり、一部通行できない箇所が生じます。

解体工事期間中はご迷惑をお掛けしますが、安全を第一に進めてまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶総務課保☎042－438－4001

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

✽㈱ノジマ代表執行役社長 野島廣司 様(電化製品など)

▶総務課田☎042－460－9810

✽日本中央競馬会 理事長 後藤正幸 様(500万円)
✽明治安田生命保険相互会社 武蔵野支社 支社長 宮崎達矢 様(33万5,000円)
✽岩崎康高 様(1万円)
✽匿名(4,342円)
✽(有)ジャパン・コーディネーター 代表 足羽博史 様(金員)

▶秘書広報課田
☎042－460－9803

ひばりが丘中学校体育館など団体施設使用の貸出開始

12月1日(水)から、ひばりが丘中学校体育館などの施設使用を開始します。使用には、使用料がかかります。

□**抽選申請受付(12月使用分)**

時 11月5日(金)～10日(水)
場 社会教育課(田無第二庁舎3階)

※貸出備品は、申請時に必ず確認してください。
※ほかの小・中学校施設使用と同様に社会教育課で団体登録申請が事前に必要となります。

□**施設使用料** 下表参照

▶社会教育課田
☎042－420－2831

施設名	使用料(1時間につき)	
体育館	●市外在住者が使用するとき ●企業などが従業員のために使用するときまたはそのほか委員会の承認を得て使用するとき	1,000円
	●市内在住者が使用するとき	500円
多目的室 特別教室 (1室につき)	●市外在住者が使用するとき ●企業などが従業員のために使用するときまたはそのほか委員会の承認を得て使用するとき	500円
	●市内在住者が使用するとき	100円

傍聴

マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。
また、咳などの風邪症状や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

教育委員会

時 11月27日(土)午前10時
場 田無第二庁舎4階
内 行政報告ほか
定 10人

▶教育企画課田
☎042－420－2822

審議会など

■文化芸術振興推進委員会

時 11月10日(水)午後7時
場 田無庁舎5階
内 第2期文化芸術振興計画ほか
定 3人

▶文化振興課田
☎042－420－2817

■建築審査会

時 11月18日(木)午後2時
場 保谷東分庁舎
内 建築基準法に基づく同意
定 3人

▶建築指導課保
☎042－438－4026